

公 募

独立行政法人国立青少年教育振興機構国立立山青少年自然の家において、下記のことについて、
公募を実施します。

記

1. 公募に付する事項 一式 国立立山青少年自然の家清涼飲料水等（自動販売機）の提供委託業務
2. 競争参加資格 (1) 独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則第3条に該当しない者であること。
(2) 独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則第4条の規定に該当しない者であること。
(3) 国または地方公共団体等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
3. 仕様書の交付方法 本公告の日から独立行政法人国立青少年教育振興機構国立立山青少年自然の家総務・管理係にて交付する。
4. 企画提案書の提出方法等 (1) 提出方法：提出期限までに、5部を下記の担当する組織宛に郵送又は持参すること。
(2) 提出期限：令和6年6月10日（月） 17時必着
(3) 提出先：国立立山青少年自然の家総務・管理係
(1) 開催日時：令和6年6月4日（火） 14時00分
(2) 開催場所：国立立山青少年自然の家 管理研修棟会議室
5. 説明会の開催
6. 選定方法等 業者選定委員会において応募者から提出された企画提案書を審査のうえ選定する。
7. 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
名 称 独立行政法人国立青少年教育振興機構国立立山青少年自然の家総務・管理係
所在地 郵便番号 〒930-1407 富山県中新川郡立山町芦嶋寺字前谷1番地
電話番号 076-481-1321
8. そ の 他 本件に関するその他必要事項については、当所が定める公募要領によるものとする。

令和6年 5月27日

独立行政法人国立青少年教育振興機構
国立立山青少年自然の家
所長 金子泰久



清涼飲料水等（自動販売機）の提供委託業務 一式に関する公募要領

件名：国立立山青少年自然の家清涼飲料水等（自動販売機）の提供委託業務 一式

1. 設置要領

受託者は、公募をする独立行政法人国立青少年教育振興機構国立立山青少年自然の家の施設内に自動販売機を設置し、清涼飲料水等の提供及び管理を行うものとする。

2. 自動販売機の設置場所及び利用者月別数

別紙のとおり

3. 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1)独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則第3条に該当しない者であること。
- (2)独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則第4条の規定に該当しない者であること。
- (3)国または地方公共団体等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

4. 企画提案書の提出方法等

- (1)企画提案書の提出場所並びに問い合わせ先

〒930-1407 富山県中新川郡立山町芦嶺寺字前谷1番地

独立行政法人国立青少年教育振興機構国立立山青少年自然の家総務・管理係

TEL 076-481-1321

FAX 076-481-1430

E-mail tateyama-kan@niye.go.jp

- (2)企画提案書の提出方法

- ①用紙サイズをA4判、横書きとし、件名と企画提案者名を記述のうえ6部（本紙1部、写し5部）提出すること。
- ②提出方法は、郵送又は持参することとする。
- ③郵送の場合は、簡易書留、宅配便等で送付すること。
- ④企画提案書を提出する際には、件名、組織の代表者名、連絡担当者の所属、氏名、電話番号を表紙に明記すること。

- (3)提出書類

①企画提案書（様式任意）

②企画提案による資料（カタログ等）

<企画提案書に盛り込むべき内容>

- ・仕様書（VI設置条件及びVII経費等の負担）に基づき提案を行うこと。
- ・「自動販売機設置の流れ」のフロー図（設置方法と設置に伴う実施日程などが分かるよう、図面などを用いて記述すること。）で提示すること。
- ・清涼飲料水等の提供する内容が分かる資料を提示すること。
- ・利用者数に対する適正な設置台数及び設置箇所を記述すること。
- ・売上見込に対する提案台数毎の販売手数料の1ヶ月分の内訳を記述すること。
- ・1台当たりの想定される年間の消費見込電力量と季節に応じた月毎の内訳・根拠を記述すること。
- ・その他、本業務の実施に必要な事項、内容、方法等があれば記述すること。
- ・参考見積書（飲料水等の品名と価格の内訳を記述すること。）
- ・上記の必要記載事項の掲載ページの一覧表を添付すること。

(4) 企画提案書等の提出期限等

提出期限：令和6年6月10日（月） 17時必着

提出先：上記(1)に示す場所。

(5) その他

企画提案書等の作成費用については、選定結果に拘わらず企画提案者の負担とする。また、提出された企画提案書等については返却しない。

5. 選定方法等

(1) 選定方法

業者選定委員会において、提出された企画提案書等にて書類選考を実施する。

(2) 審査基準

当所において定める審査基準に基づき実施する。

(3) 選定結果の通知

令和6年6月17日（月）にすべての企画提案者に選定結果を通知する。

6. 契約締結

選定の結果、契約予定者と企画提案書等を基に契約条件を調整するものとする。なお、契約金額については企画提案書等の内容を勘案して決定することとするので、企画提案者の提示する金額と必ずしも一致するものではない。また、契約条件等が合致しない場合には契約締結を行わない場合がある。

7. スケジュール

- (1) 公募開始：令和6年5月27日（月）
- (2) 公募締切：令和6年6月10日（月）
- (3) 業者決定：令和6年6月17日（月）
- (4) 契約期間：令和6年7月1日から令和7年6月30日まで

8. その他

業務実施にあたっては、契約書及び企画提案書等を遵守すること。

仕 様 書

I 件 名

国立立山青少年自然の家清涼飲料水等（自動販売機）の提供委託業務 一式

II 予定利用者数（年間）

55,000人（昨年度利用実績）（月別数の内訳は別紙のとおり）

III 現在の機種区分、設置台数及び設置図面

別紙のとおり

IV 履行場所

所在地： 富山県中新川郡立山町芦嶺寺字前谷1番地

施設名： 独立行政法人国立青少年教育振興機構国立立山青少年自然の家

V 契約期間

令和6年7月1日から令和7年6月30日までとする。

但し、契約期間満了の日の3ヵ月前までに発注者（以下「甲」という。）と受注者（以下「乙」という。）が契約期間を更新しない旨の意思表示がない場合には、本契約は従来と同一の条件で1年間契約期間を更新するものとし、以後も同様とする。（最大3年以内とする。）

VI 設置条件

(1) 商品について

- ①清涼飲料水等の選定については、甲、乙協議のうえ決めるものとする。
- ②商品・つり銭の補充は定期的に行い、欠品等にならないように配慮するものとする。
- ③空き缶等の回収は、回収容器が溢れることないよう定期的に行い、空き缶再資源化に努めるものとする。
- ④空き缶等のゴミの最終処理まで責任を持つものとする。

(2) 自動販売機の保守対応

- ①故障等の対応については、乙が行うものとする。
- ②自動販売機の正面の見えるところに故障等の場合の連絡先を表記するものとする。
- ③施設の利用者等は、主に青少年を対象としていることから、苦情等の問合せについては、適切、迅速かつ誠意ある対応を行い、トラブルの無いようとするものとする。

(3) 自動販売機について

- ①環境に配慮した自動販売機とする。
- ②消費電力が小さいものとする。
- ③転倒防止等の措置を行うものとする。
- ④電子マネーでの支払いに配慮した自動販売機とする。

(4) 清涼飲料水等の料金

料金設定については、企画提案者における通常販売価格を上限とする。

(5) 手数料

- ①清涼飲料水等の販売に当たり、基本手数料及び販売手数料を甲に納めるものとする。
- ②基本手数料については、提案自動販売機全台数の1ヶ月分当たり消費電力量に電気料金単価（1kw当たり27.04円）を乗じたものに見合った額を基本手数料とする。
- ③販売手数料については、売上に対する料率の提案をするものとする。

(6) 自動販売機の形状及び色合い

青少年施設に相応しい色合いとすること。

(7) 売上報告

乙は、自動販売機毎に清涼飲料水等の売上について、売上月の翌月の20日までに甲に報告するものとする。

(8) その他

- ①設置台数については、利用者数及び図面に基づき提案するものとする。
- ②その他、AED搭載自動販売機、災害対応型自動販売機（災害などでライフラインが途絶えた際に、無料で飲料を提供するもの）、あるいは、行動食として携行できる補助食品等を、当施設に必要と思われるものについて、提案するものとする。

VII 経費等の負担

- (1) 甲の経費負担は、原則、次のとおりとする（なお、乙が経費負担を行なう提案をした場合はこの限りでない。）。
- ① 設置に必要な電源設備。
 - ② その他設置に必要となるもの。
- (2) 乙の経費負担は、次のとおりとする。
- ① 自動販売機の設置及び撤去に伴う経費
 - ② その他乙が負担すべき経費
- } 実費負担のため提案不要

VIII その他

- ① 乙は、契約の終了等により国立立山青少年自然の家から撤退する場合は、原状回復するものとする。
なお、契約期間中に乙が新規設置した施設・設備等の所属、処分等の取扱いについては甲・乙協議の上決定するものとする。
- ② 乙は、清涼飲料水等の提供にあたっては、衛生管理に万全を期すものとし、乙の責に帰すべき事由により、万一事故等が発生した場合には、その責を負うものとする。
- ③ この仕様書に定めのない事項、あるいは、その解釈について疑義が生じた事項については、その都度、甲・乙協議の上定めるものとする。

清涼飲料水等（自動販売機）の提供委託業務契約書（案）

件名 国立立山青少年自然の家清涼飲料水等（自動販売機）の提供委託業務 一式
金額 別紙、自動販売機設置内訳のとおり

発注者 独立行政法人国立青少年教育振興機構 国立立山青少年自然の家所長 金子 泰久
(以下「甲」という。)は、(受注者)○○○○○○○○○○(以下「乙」という。)との間において、上記の件について、上記金額で次の条項によって提供委託業務を結ぶものとする。

(設置項目)

第1条 甲は、甲の管理する別紙の設置場所に乙が自動販売機を設置し飲料等の販売を行う業務を委託するものとする。

2 自動販売機設置内訳は、甲、乙間で協議の上これを書面により変更することができるものとする。

(自動販売機の管理)

第2条 乙は、定期的にルートセールスを派遣して、自動販売機の衛生管理、中身商品の補充等を行うものとする。

清涼飲料水等の欠品が出た場合には、甲の申し出により速やかに対応するものとする。

(自動販売機の損壊等)

第3条 甲は、自動販売機の損壊、盜難事故、運転の不具合、その他異常を発見した時は遅延なくこれを乙に通知するものとする。

2 前項の通知があった場合その他自動販売機に故障ある場合は、乙は速やかに修理等を行うものとする。

(契約期間)

第4条 本契約の有効期間は、令和6年7月1日から令和7年6月30日までとする。但し、契約期間満了の日の3カ月前までに甲又は乙が契約期間を更新しない旨の意思表示がない場合には、本契約は従来と同一の条件で1年間契約期間を更新するものとし、以後も同様とする。（最大3年以内とする。）

(契約の解除)

第5条 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、契約を解除することができる。

(イ) 乙が、正当な理由なく、この契約の全部又は一部を履行しないとき。

(口) この契約の履行について、乙に不正・不当な行為があったとき。

(ハ) 乙がこの契約を履行する能力を失ったことが明らかに認められるとき。

(二) 前号のほか、乙がこの契約に違反したとき。

(ホ) 甲の都合により契約の解除の必要があるとき

乙は、本契約の有効期間中に商品の販売数量が著しく増加する場合、

3 ことが困難な理由が発生したときには、解除することができる。
前項により契約を解除する場合において、(ホ)が生じたときは、甲は乙に対して契約

解除の理由を記載した書面を解除しようとする1ヵ月前までに乙に通知し、解除できるものとするが、(イ)から(ニ)については、書面をもって通告することによって解除するものとする。なお、乙の解除については、1ヶ月前に通知し、甲、乙協議の上その承諾を得て、本契約を解除することができる。

(電気料及び不動産貸付料)

第6条 甲は、乙に自動販売機設置に伴う電気料及び不動産貸付料を無償とする。

(売上金)

第7条 自動販売機による売上金は、乙に帰属する。

(売上報告)

第8条 乙は、自動販売機毎に清涼飲料水等の売上について、売上月の翌月の20日までに甲に報告するものとする。

(手数料の振込)

第9条 乙は、手数料を四半期毎に取りまとめ、独立行政法人国立青少年教育振興機構本部の指定する口座に請求月の翌月20日迄に取りまとめて振り込み、振込明細を機構本部に送付するものとする。

(手数料の改定)

第10条 清涼飲料水等の販売数量が著しく増減及びその他の事由が生じた場合には、甲、乙協議の上、基本手数料及び販売手数料を改定することができるものとする。

(一般的約定)

第11条 この契約の一般的約定事項については、独立行政法人国立青少年教育振興機構会計規程、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則によるほか、文部科学省が定めた製造請負契約基準を準用するものとする。

(協議)

第12条 この契約に定めのない事項、又はこの契約の内容に疑義が生じた場合は、その都度甲、乙協議の上定めるものとする。

上記契約の成立を証するため本書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、各自1通保有する。

令和〇年〇〇月〇〇日

甲 住 所 富山県中新川郡立山町芦嶺寺字前谷1番地
氏 名 独立行政法人国立青少年教育振興機構
国立立山青少年自然の家
所 長 金 子 泰 久

乙 住 所 ○○○○○○○○○○○○○
氏 名 ○○○○○○○○○○○
○○○○○ ○○○○

自動販売機設置内訳

基本手数料 1ヶ月当たり ○○○○○円

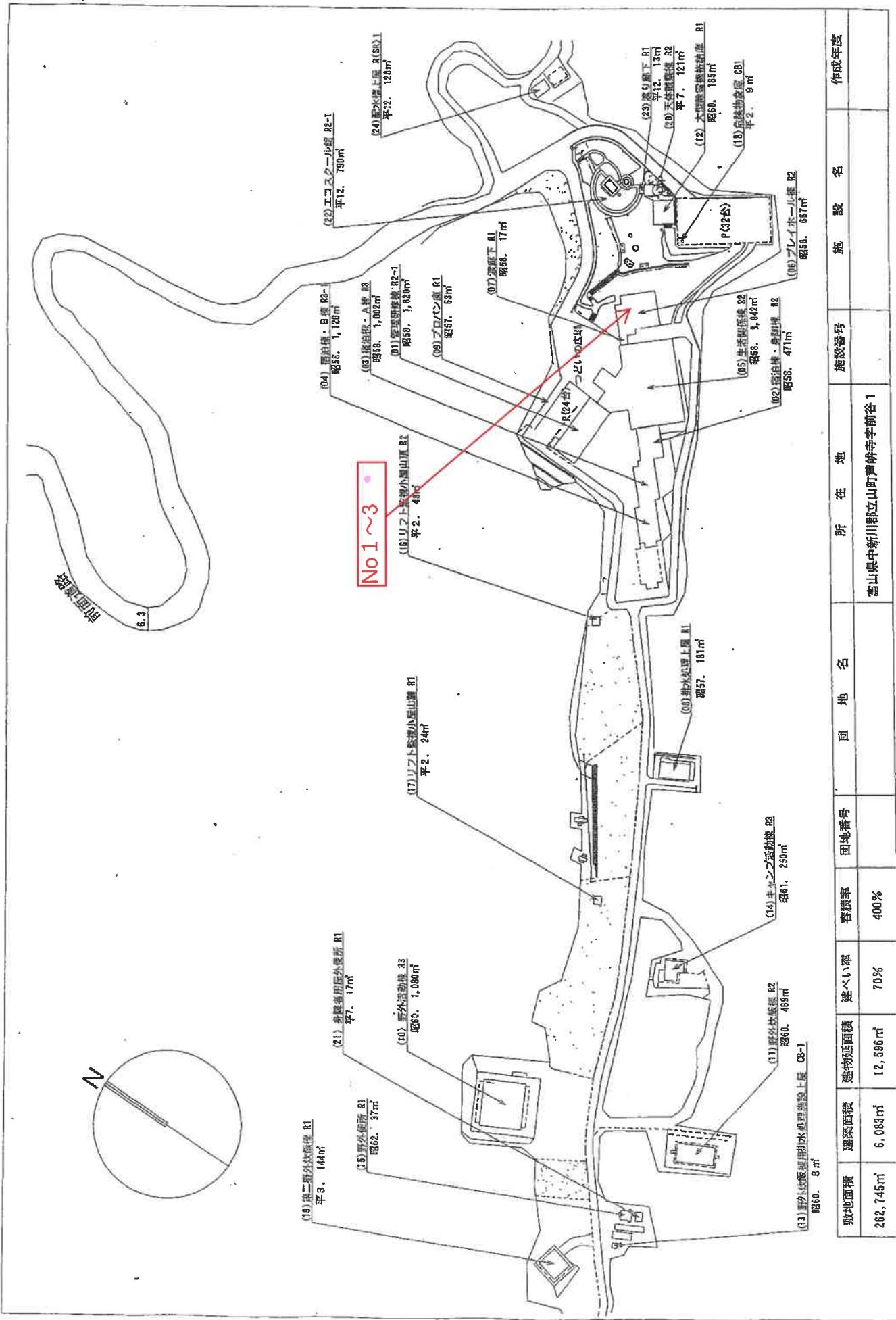
No.	機種区分	設置場所	販売価格 (円)	販売手数料 (%)
1				
2				
3				

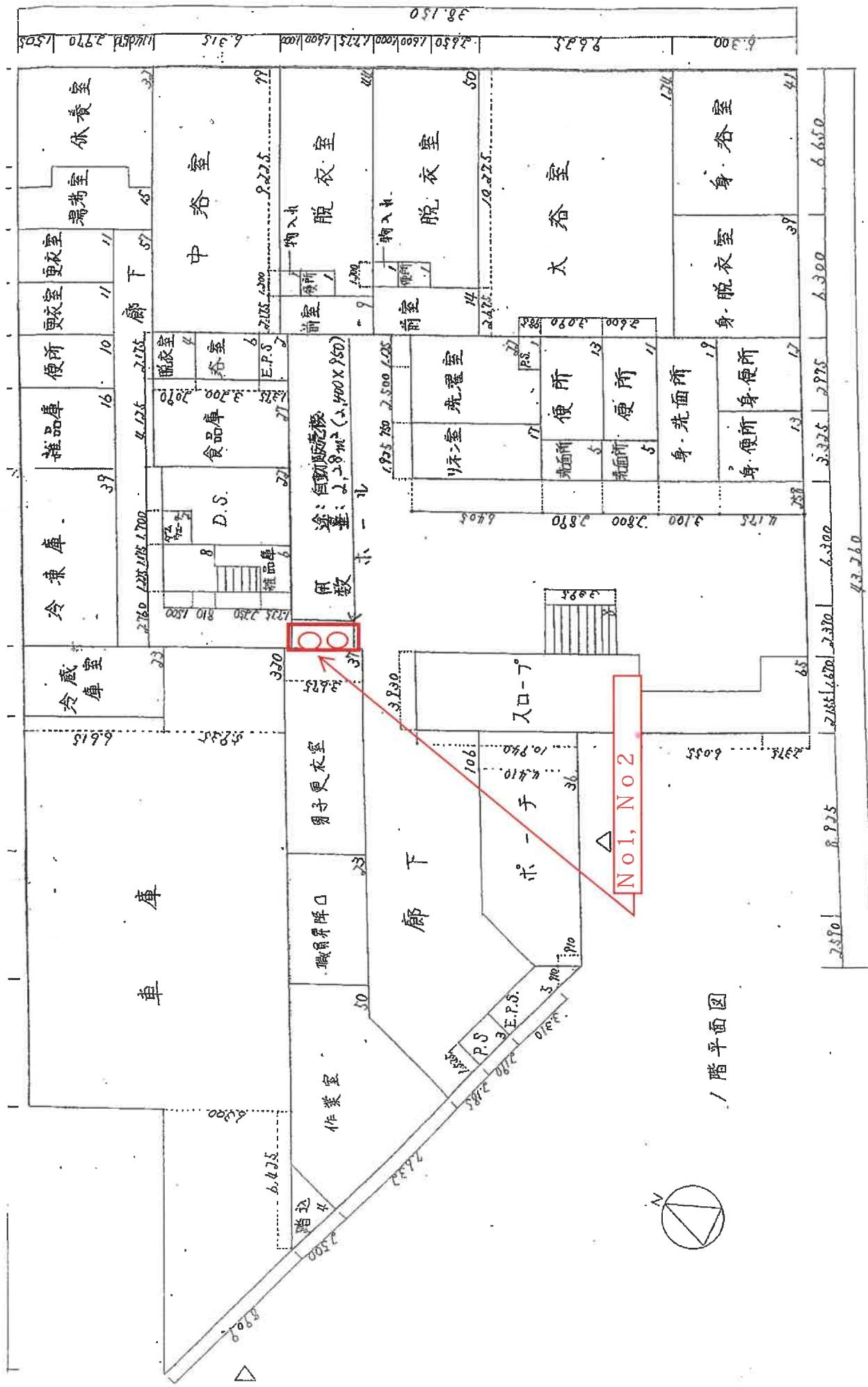
※機種区分

(ア)	カップ式コーヒー&ジュース機
(イ)	缶&ペット機
(ウ)	パック機
(エ)	缶&ペット&栄養機能食品機

利用者数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	団体数	52	138	124	130	117	113	147	65	22	108	142	48
令和5年度 実績	2,263	6,666	7,032	7,096	6,955	5,547	4,978	3,538	2,108	3,393	3,665	3,393	54,959
日帰り	716	1,859	1,435	2,021	1,334	1,624	1,998	2,088	1,790	2,385	2,967	491	20,708
宿泊者数	1,547	4,807	5,597	5,075	5,621	3,923	2,980	1,450	318	1,008	698	1,227	34,251

配置図





建物名	機関番号	機関名	作成年度	面積尺
生活関係棟	5	国立立山少年自然の家	59	1 200

